

農林漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する意見書

農林漁業においてはコストに占める燃油のウェイトは極めて大きいことから、我が市の農林水産業は、かねてからの生産物や魚価の下落に加えて燃油高騰が継続する中、ここ数年で急速に疲弊した。さらに追い打ちをかけるように、今回東日本大震災の大打撃に加え原発事故にも見舞われ、農林漁業経営はより深刻の度を深めている。

このような中、市民に対する農林水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる農林漁業者の経営安定を維持するために、国会及び政府においては、農業用軽油や漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税をはじめとする、以下の燃油税制にかかる措置を要望する。

記

1. 農林漁業に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について、恒久化すること。
2. 農林漁業用 A 重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。
3. 地球温暖化対策税については、農林漁業者の負担が一切増える事のないよう万全の措置を講じること。とくに燃油への課税については A 重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月27日

福岡県糸島市議会